

居宅介護支援事業所 公益社団法人青森県医師会 重要事項説明書

1. 当事業所の概要

事業所名	公益社団法人 青森県医師会
所在地	青森市新町二丁目 8 番 2 1 号
TEL／FAX番号	017-723-1911 / 017-773-3273
介護保険事業所番号	0270100209
サービス実施地域	青森市内一円

2. 職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1 人	
介護支援専門員	1 人	

※管理者（常勤 1 人 介護支援専門員と兼務）介護支援専門員（常勤 1 人 管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成します。

3. 運営の方針

- ・ 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図ります。

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日です。ただし、国民の休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除きます。
- (2) 営業時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。ただし、電話等により 24 時間常時連絡可能な体制をとっています。

5. 居宅介護支援の提供方法と内容

- (1) 利用者の要介護度や状態に合わせてケアプランを作成します。ケアプランの作成方法は、MDS－HC 方式を基本にしています。サービス担当者会議を経てケアプランを立案し、利用者又は家族の確認をいただきます。また、定期的に介護支援専門員が利用者の自宅を訪問し、サービス提供が適切であるかどうか確認させていただきます。利用者の希望に添うよう、各サービス事業者との連絡調整を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。
また、希望により要介護の認定申請の手続きを代行いたします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、ご利用申込者様又はそのご家族様に対し、運営規程の概要その他のご利用申込者様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始についてご利用申込

者様の同意を得ます。

- (3) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、ご利用申込者様又はそのご家族様に対し、居宅サービス計画（以下「計画」という。）が介護保険法に規定する基本方針及びご利用申込者様の希望に基づき作成されるものであるため、ご利用者様が当事業所に対し複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができること等について説明を行います。
- (4) 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、ご利用者様について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。

6. 利用料その他の費用

居宅介護支援を提供した場合の利用料は、基本的に無料です。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただくことがあります。その場合は、次の利用料をお支払い頂き、利用料お支払いの際には、指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行します。

要介護1・2	10,860円	
要介護3・4・5	14,110円	
初回加算	3,000円	
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	
退院・退所加算Ⅰ（イ）	4,500円	Ⅰ（ロ） 6,000円
Ⅱ（イ）	6,000円	Ⅱ（ロ） 7,500円
Ⅲ	9,000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	

また、通常の事業実施地域（青森市内）以外の地域の居宅において居宅介護支援を行った場合は、交通費を実費貰い受けます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下のとおりです。

- (1) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 500円
- (2) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 800円

7. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 土橋 智子

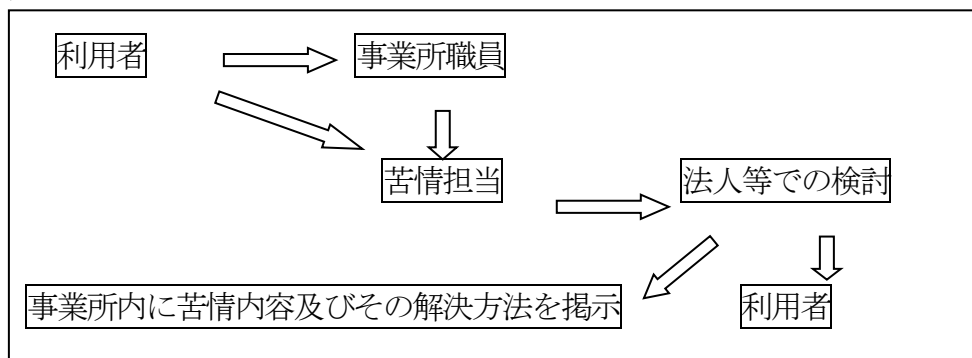
電話 017-723-1911

ファックス 017-773-3273

受付日 営業日と同様

時間 9:00～17:00 ※担当者が不在の場合でも、職員が受付いたします。

(2) 苦情処理フロー



(3) 当事業所以外の苦情窓口

当事業所以外に、市町村または青森県国民健康保険団体連合会の「相談・苦情窓口」に苦情を伝えることができます。

青森市介護保険課

017-734-5257

青森県国民健康保険団体連合会

017-723-1301

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

主 治 医	氏 名			
	連 絡 先		電話番号	
家 族	氏 名		氏 名	
	連 絡 先		連 絡 先	
	電話番号		電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

また、利用者に対して当事業所の指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。

10. 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。
- (2) 事業者は、従業者に業務上知り得たご利用者様又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との契約にします。
- (3) 利用者及びご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書による同意を得てからにいたします。

11. 虐待防止のための措置

事業所では、ご利用者様に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (2) ご利用者様やご家族様からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

当事業所従業者及びご利用中の介護サービス事業所の職員等による虐待に関する相談を受付けています。

虐待防止に関する責任者	担 当 : 土橋 智子 017-723-1911
-------------	--------------------------

12. 感染防止のための措置

当事業所では、感染症が発生し、又はまん延の防止を図るため、対策を検討する委員会を開催し、指針の整備等の措置を講じて、従業者に対して定期的な研修、訓練等を行います。

13. 業務継続計画の策定のための措置

当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

14. ハラスメント防止のための措置

当事業所では、職場におけるハラスメント対策として相談窓口の設置、周知・啓発活動等の取組を行い、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が事業所の職員に対して行う。暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

15. 身体的拘束等適正化のための措置

当事業所では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得理由を記録します。

居宅介護支援提供同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援のサービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

事業所 公益社団法人青森県医師会
青森市新町二丁目 8 番 2 1 号

代表者 _____ 印

担当者 _____ 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者
住所

名前 _____ 印

代理人
住所

名前 _____ 印

(本人との続柄 _____)

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- （１）介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- （２）上記（１）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所、医療機関、自治体との連絡調整のために必要な場合。
- （３）現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2. 個人情報を提供する事業所

- （１）居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- （２）病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4. 使用する条件

- （１）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

公益社団法人 青森県医師会 殿

住 所

氏 名

印

(家 族) 住 所

氏 名

印